

平成28年度
学校いじめの防止等基本方針
—いじめの未然防止と早期解決のために—

京都市立養正小学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校・学級でも起こりうるものであり、また、すべての子どもが突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持するという目的のもと、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条」及び「京都市いじめの防止等に関する条例（平成26年条例第16号）第10条」に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的な方向や取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行う。

また、すべての児童生徒がいじめを行うことなく、いじめを認識しながら放置することもないよう、いじめの防止等の対策は、「いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを目的とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行う。

(3) いじめの定義（「京都市いじめの防止等に関する条例」より）

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在学する学校に在学している等、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 委員会の設置

養正小学校 いじめ対策委員会（生指ミーティング）

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部・養護教員・当該学級担任
教務主任・人権教育主任・教育相談主任・スクールカウンセラー

(3) 開催時期

定例委員会は、原則、毎週火曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) 委員会として取り組む内容

① 「学校いじめの防止等基本方針（いじめの防止等に関する年間計画）」の作成

- ・基本方針に基づく取組や行動計画等の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・年間の取組についての見直し

② 未然防止対策、早期発見に向けた取組

- ・未然防止を図る取組の年間計画の決定
- ・各学年児童の状況についての情報交換と課題の共有
- ・「いじめに関するアンケート」「いじめの対応に特化した研修」等の企画・実施
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・いじめに関する情報に対する指導や支援及び保護者との連携対応の確認
- ・未然防止を図る取組や基本方針に基づく取組の推進と進捗状況の確認

③ 重大事態に対する判断と対応

- ・発見されたいじめ事案や重大事案への対応
- ・関係機関、専門機関との連携・対応
- ・児童や保護者、地域に対する意見聴取
- ・個別面談や教育相談の時期、相談窓口の集約

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

① 授業改善

- ・学習規律の確立に努め、すべての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・京都市立小学校教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づき、すべての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・思いや考えを分かりやすく伝える力を育成するために言語活動の充実を図る。
- ・少人数指導やTT指導などの学習形態を積極的に取り入れ、個に応じた指導を推進とともに、児童一人一人のよさを多面的に見取る。
- ・焦点化児童を設定し、焦点化児童に届く授業を展開することで、すべての児童に基礎・基本の定着を図る。

② 人権教育・道徳教育

- ・月1回、各学年に応じた人権学習の時間を設け、人権意識を高める。
- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・コミュニケーション能力を高めるために、ソーシャルスキルの授業実践を継続する。
- ・外部講師によるインプロ（即興劇）授業を行い、信頼ベースの仲間づくりを進める。
- ・外部機関と連携し、非行防止教室やケータイ教室等を実施する。

③ 体験的な協働活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会など）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間では、地域諸団体との協働体験、障害のある人やお年寄りとの交流、福祉施設での仕事体験等、体験活動の充実を図る。

④ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会が毎月の目標を考え、全校への提示・働きかけを行って規範意識を高める。
- ・11月の人権学習で「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- ・異年齢集団での活動（ようせいタイム等）を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。

⑤ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・「いじめ問題」をはじめ人権に関わる書籍を図書室に配架する。
- ・いじめや命に関わる「コラム」等を「学校ニュース」「学級だより」に掲載する。
- ・非行防止教室の内容を保護者や他学年児童に広め、家庭や学級での話題にする。

⑥ 保護者への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの未然防止・早期発見には保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・学級懇談会や人権に関する授業参観・啓発懇談会において、いじめに関わるテーマを設定して保護者と話し合い、子どもを見守る立場にある周りのおとなの人権意識を高める。

⑦ その他

- ・いじめに関するアンケートやクラスマネジメントシート、学校評価アンケート等を定期的に行い、結果を分析するとともに成果と課題を周知する。
- ・アンケートの結果分析では、P D C Aサイクルでの見直しも行う。
- ・週1回の生指ミーティングを確実に行い、気になる児童や各学級の様子についての話し合いを通して児童理解を深める。
- ・いじめに関する積極的な情報提供など、学校運営協議会や地域諸団体との連携を深める。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 情報の集約と共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動についての情報収集に努め、いじめに関わる情報については些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年会等を通じて全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開いて対応等を検討した後、全教職員で情報等を共有する。

② 児童生徒に対する定期的な調査

ア アンケートの実施

- ・いじめに関するアンケート（記名式・全学年）、クラスマネジメントシート（4年以上）を各々年間2回程度実施し、いじめの早期発見に活用する。
- ・学校評価の児童アンケートにおいても「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

イ 教育相談の実施

- ・アンケート実施後に「個人面談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。
- ・年間2回の「個人面談週間」以外にも、必要に応じて児童との個人面談を実施する。

③ 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」「学校いじめの防止等基本方針」を踏まえ、全教職員が未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等を共通理解できるように、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・生徒指導研修会、生徒指導部会（生徒指導委員会）において実施する。
- ・内容は「『学校いじめの防止等基本方針』の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果をもとにした研修」等とする。

④ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

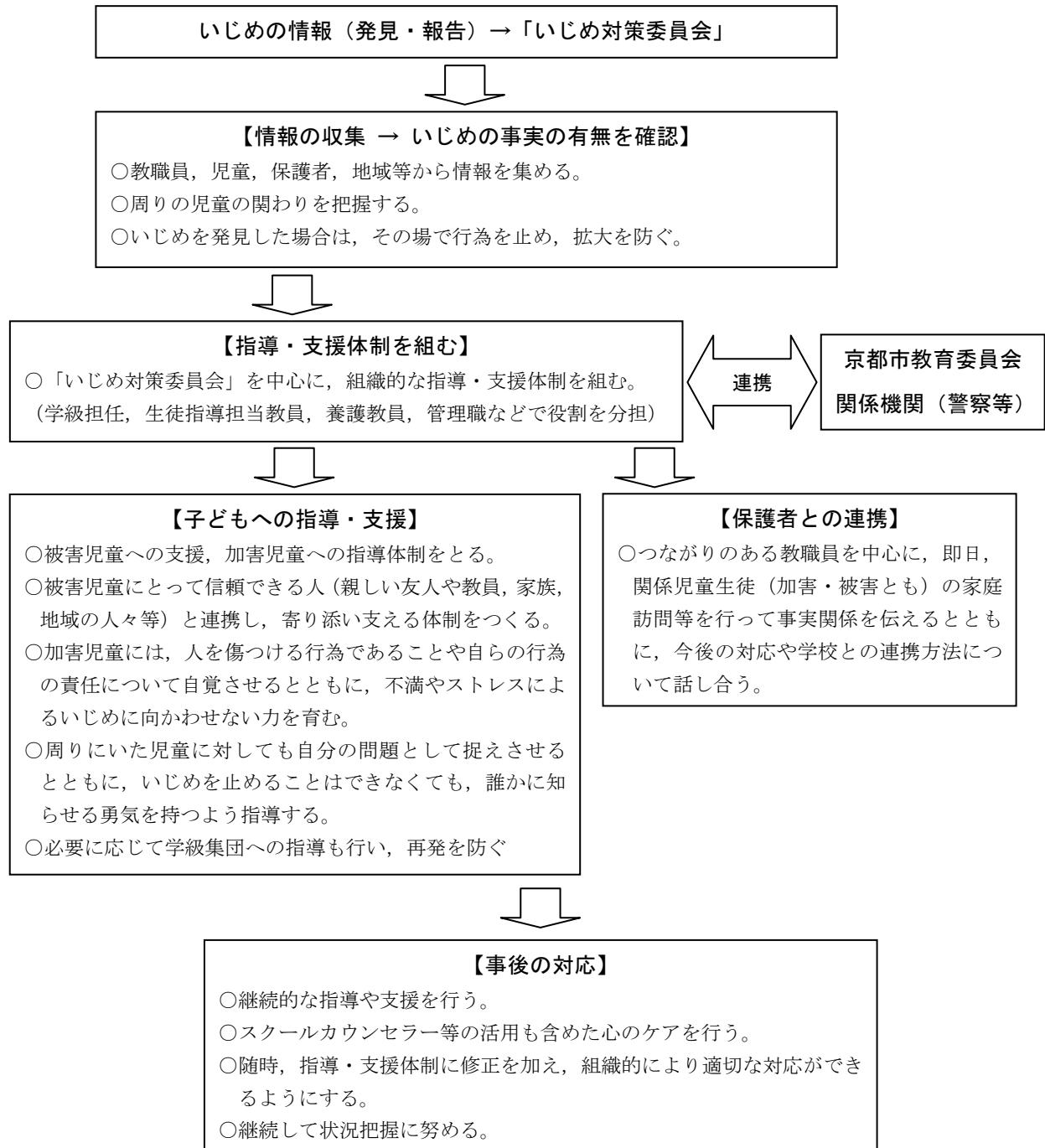
- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機の危険性及び問題行動との関連について、児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」「ケータイ教室」での内容を、発達段階に応じて他学年の児童にも周知する。
- ・インターネット、携帯電話やスマートフォンが絡んだ問題行動の事例等を取り上げ、情報モラルに関する校内研修を実施し、教職員がいわゆる‘ネットいじめ’やその対応策についての認識を深める。

4 いじめが起きたときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等に努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応



5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態に至らないよう、いじめ事案を認知した場合には、早期かつ適切に問題の解決を図ることが基本である。そのために、まずは事案の内容や経過、事実関係等を的確に把握し、関係者が十分な情報共有を行う。その上で、子どもに寄り添った継続的な指導を進めたり、関係機関等を含めた組織的な対応を進めたりすることで、早期解決と再発防止に努める。

重大事態に至ったと判断した場合は、「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生したことを市長に報告する。それとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生防止をするため、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。それとともに、本校が調査主体となる場合には校内に組織を設け、質問票の使用等の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査に関わる事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

「いじめ防止対策推進法」の定めにより、重大事態として取り扱う案件は、

①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

が主なものであるが、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があつたときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

本校が調査の主体となる場合は、教育委員会の指導及び支援のもと、「いじめ対策委員会」を調査主体とし、

- | | |
|-------------------|----------------------|
| * 事実関係を明確にするための調査 | * 情報共有のための資料作成 |
| * 保護者への適切な情報提供 | * 京都市教育委員会への調査結果の報告 |
| * 調査結果を踏まえた適切な措置 | * 事態の再発防止に向けた取組の推進 等 |

を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をう。

6 関係機関との連携

- ・養正PTAとの連携のもと、いじめ問題や「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育講座や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。
- ・学校運営協議会理事会において、いじめの現状等の情報提供を適宜行い、地域と共にいじめ問題について考え、その対応に取り組めるようにする。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表の計画により実施する。年間計画では、以下の取組について、実施回数や時期を策定する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

- * 「校内研修」 * 「いじめ防止等の対策を担う組織の会議」
- * 「年間の取組の見直し（P D C A サイクルの期間）」
- * 「未然防止の取組（学年または全校での取組）」 * 「いじめに関するアンケート」
- * 「個人面談・教育相談」 * 「保護者への啓発を目的とする取組」 等

月	対策会議 校内研修 等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施 教育相談週間 等	保護者への啓発 等
4	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導研修会 [年間方針・いじめ防止基本方針]	学校・学級のきまりの確認 人権学習		学級懇談会 家庭訪問週間
5	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導研修会 [学級経営方針・焦点化児童の交流、 クラスマネジメントシート] 縦割り遠足【1・2年】	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム インプロ学習 ようせいタイム(縦割り顔合わせ会) 修学旅行【6年】 縦割り遠足【1・2年】	第1回クラスマネジメントシート【4～6年】	家庭訪問週間
6	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 インプロ学習 スマイル給食(縦割り給食) エンジョイスマイル(縦割り遊び) 非行防止教室【4年】	第1回いじめに関するアンケート(記名式) 【全学年】 個人面談週間(教育相談) 【2～6年】	
7	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導委員会 [年間の取組の見直し]	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム インプロ学習	児童による学校評価	個人懇談会
8	生徒指導研修会 [内容未定]			
9	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 運動会(縦割りグループ) みさきの家宿泊学習【4年】 ケータイ教室【5年】		
10	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム インプロ学習 スマイル給食・エンジョイスマイル 長期宿泊学習【5年】	第2回クラスマネジメントシート【4～6年】	学級懇談会

11	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 インプロ学習 学習発表会 縦割り遠足【1・2年】	第1回いじめに関するアンケート(記名式) 【全学年】 個人面談週間(教育相談) 【全学年】	
12	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導委員会 [生指面の課題について]	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム スマイル給食・エンジョイスマイル		個人懇談会
1	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回)	にこにこの日 人権学習 薬物乱用防止教室【6年】	児童による学校評価	人権にかかわる授業参観・懇談会 家庭地域教育学級(地生連)
2	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) [年間の取組の振り返り]	にこにこの日 人権学習 ハートフルタイム 冬山教室【3年】		新1年半日入学・保護者説明(家庭教育講座)
3	生指ミーティング(毎週) 生徒指導部会(月1回) 生徒指導研修会 [年間反省]	にこにこの日 人権学習 ようせいタイム(6年生と楽しむ会) スマイル給食・エンジョイスマイル		学級懇談会
◎取組についての解説				
* 「にこにこの日」：人権にかかわる内容等を取り上げた全校集会				
* 「ハートフルタイム」：具体的な事例をもとにソーシャルスキルの定着をめざす学習 【全学年、年間5時間実施】				
* 「インプロ学習」：即興表現・即興劇を中心に構成された信頼関係づくりをめざす学習 【全学年、年間4時間実施】				
* 「ようせいタイム」「スマイル給食」「エンジョイスマイル」： 高学年をリーダーとする縦割り活動				